建設工事における技術者等の適正な配置について

大仙市では、建設工事の工事現場に配置する主任技術者、監理技術者、専門技術者及び現場 代理人について、「監理技術者制度運用マニュアル」(平成16年3月1日付け国総建第316号) に基づいて、以下のとおり取り扱うこととします。

(青字:大仙市独自運用)

1 建設業法で必要とする技術者等

建設業法(昭和24年法律第100号)では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場に一定の資格を有する者又は施工実務経験者をおいて当該工事の施工の技術上の管理を行う必要があります。

(1) 主任技術者(建設業法第26条第1項)

建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合には、請負金額の大小、元請・下請に かかわらず必ず工事現場に施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者を配置す る必要があります。

【施工の技術上の管理とは】

施工計画、工程管理、品質管理、労務管理、安全管理等が対象となります

(2) 監理技術者(建設業法第26条第2項)

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計(以下「下請総額」という。)が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上となる工事は、特定建設業の許可が必要になるとともに、上記(1)の主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

【監理技術者及び主任技術者の配置とは】

- ① 次のような場合は、監理技術者及び主任技術者(以下、「監理技術者等」という。) を適正に配置したとは認められません
 - ・必要な国家資格等の資格要件を満たしていない場合
 - ・直接的又は恒常的な雇用関係が確認できない場合
- ② 監理技術者等の現場専任が求められる工事は、工事1件の請負代金が4,000万円 (建築一式工事の場合は8,000万円)以上と定められており、発注者が公共機関で ない、いわゆる民間工事も含まれています

(3) 特例監理技術者・監理技術者補佐(建設業法第26条第3項、第4項)

上記(2)の監理技術者を配置する場合において、監理技術者補佐を工事現場に専任で配置する場合は、監理技術者は複数現場の兼任が可能です。この規定の適用を受ける監理技術者を特例監理技術者といいます。

注) 市発注工事における監理技術者の兼任要件については「大仙市が発注する建設工事 における技術者等の兼務要綱」を参照してください。

(4) 専門技術者(建設業法第26条の2第1項)

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事(軽微な建設工事は除く。以下、本項目において「専門工事」という。) を自ら施工しようとするときは、次のいずれかの方法によらなければなりません。

- ① 一式工事の主任技術者又は監理技術者(以下「監理技術者等」という。)が、当該 専門工事に関する主任技術者の資格を有している場合、その者が専門技術者を兼ねる
- ② 一式工事の監理技術者等とは別に、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、かつ、当該専門工事に関する主任技術者の資格を有する者を専門技術者として工事現場に配置する

上記①、②の方法により専門工事の施工ができない場合は、それぞれの専門工事に係る 建設業の許可を受けた建設業者に当該専門工事を施工させることが必要となります。

また、建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事(軽微な建設工事を除く。以下、本項目において「附帯工事」という。)を自ら施工しようとするときは、次のいずれかの方法によらなければなりません。

- ① 当該建設工事の監理技術者等が、当該附帯工事に関する主任技術者の資格を有している場合、その者が専門技術者を兼ねる
- ② 当該建設工事の監理技術者等とは別に、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、かつ、当該附帯工事について主任技術者の資格を有する者を専門技術者として工事現場に配置する

上記①、②の方法により附帯工事の施工ができない場合は、それぞれの附帯工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該附帯工事を施工させることが必要となります。

(5) 現場代理人(建設業法第19条の2第1項)

受注者は、建設工事の施工に当たって、現場代理人を工事現場に置く場合に、現場代理人の権限の範囲や意見の申出方法について、発注者に通知しなければならないこととなっています。

① 大仙市の建設工事契約事項では、現場代理人について、受注者の代理人として、工事現場の運営・取締りなど工事の施工に関する一切の事務を処理する者として、工事現場に常駐することを規定しています。

【工事現場に常駐するとは】

ここでいう常駐とは、当該工事の現場の稼働中、特別の理由がある場合を除き常時継続的に当該工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものです。

② 現場代理人の常駐義務の緩和

現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、 発注者との連絡体制が確保されると認められる場合には、現場代理人について工事現 場における常駐を要しないこととすることができます。

【現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない期間とは】

- ・契約上の工期の初日から現場施工に着手するまでの期間
- ・工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全 面的に一時中止している期間
- ・橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作 のみが行われている期間
- ※現場代理人が工事現場を離れる期間を明確にし、その間の現場の安全確保や緊急時の連絡体制などを工事打合せ簿等で明確にする必要があります。

(6) 現場代理人と技術者の兼務又は工事現場の兼任について

同一工事において、現場代理人が監理技術者等及び専門技術者としての資格を有する者 である場合には、その兼務が認められています。

なお、大仙市では一定の条件の下に複数の工事における現場代理人及び技術者の兼務を 認めています。

詳細は「大仙市が発注する建設工事における技術者等の兼務要綱」を参照してください。

2 建設工事共同事業体における監理技術者等の配置

建設工事共同企業体(JV)における工事においては、すべての構成員が技術者を現場に 配置しなければなりません。

市発注のJV工事では、全ての構成員が当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置することとしており、代表者は監理技術者、その他の構成員にあっては主任技術者の配置がそれぞれ必要です。

また、代表者にあっては現場代理人を常駐で配置する必要があります。

3 主任技術者から監理技術者又は特例監理技術者への変更

当初は主任技術者を配置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の総額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上となる場合には、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置しなければなりません。ただし、工事施工当初からこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者又は特例監理技術者になり得る資格を有する技術者を配置するとともに、特例監理技術者を置く場合は併せて監理技術者補佐となり得る資格を有する技術者を配置する必要があります。

4 監理技術者等の途中交代

建設工事の適正な施工の確保を阻害するおそれがあるため、施工管理をつかさどっている 監理技術者又は主任技術者の工事途中での交代は、当該工事における入札・契約手続の公平 性の確保を踏まえたうえで、慎重かつ必要最小限とする必要があります。

(1) 大仙市では監理技術者制度運用マニュアルの趣旨に基づき、監理技術者等の工期途中での交代は原則として認めていません。ただし、例外的に次の場合は、受注者からの協議に対して承諾することにより変更を認めています。

① 死亡

受注者から「該当技術者本人が死亡した」旨の通知があった場合 該当者の死亡診断書等公的書類の提出は不要とします

② 病気等

受注者から、「該当技術者本人が病気等のため、監理技術者等として現場に専任して職務を遂行できない」旨の通知があった場合

受注者に該当者の病状が確認出来る診断書等資料の提出を求め、明らかに現場に 専任して監理技術者等の職務が遂行できないと判断される場合に限ります

③ 出産、育児。介護等

受注者から、「該当技術者本人が出産、育児、介護等のため、監理技術者等として 現場に専任して職務を遂行できない」旨の通知があった場合

受注者は該当者の監理技術者等として現場に専任して職務が遂行できない旨を書面 にて提出することが必要となります

4 退職

受注者から「該当技術者本人が退職した」旨の通知があった場合 該当者の退職を確認できる書類の提出が必要となります

⑤ 転勤

単なる受注者の都合による転勤でなく、該当技術者本人の人道上やむを得ないと判断される理由による場合

該当者の申し立て等、特にやむを得ないと判断される理由が確認できる書類の提出 が必要となります

⑥ 受注者の責によらない理由により契約事項の変更(工期延長等)に伴う場合

【受注者の責によらない契約事項の変更とは】

・長期間の工事中止や、大幅な工期延長により、相当の期間の間、工事の施工ができない場合が該当します。

※大仙市では、市の建設工事契約事項第49条第1項第2号(受注者の無催告解除権) に準拠し、「工期延期中止期間が当初工期の10分の5(工期の10分の5が6月を越えるときは、6月)を越える場合」を目安とします

- ⑦ 工場から現地へ工事の現場が移行する場合
- ⑧ 大規模な工事で、一つの契約工期が複数年に及ぶ場合

なお、いずれの場合であっても、発注者と受注者との協議により、交代の時期は工程上一 定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における管理技術者等の技術力が同等以 上に確保されるとともに、工事の規模や難易度に応じて一定期間重複して工事現場に配置す るなど、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要です。

- (2) 上記により途中交代を認める場合の対応
 - ① 後任の監理技術者等の資格及び施工経験は、入札公告等において配置予定技術者に 求めた資格及び施工経験と同等以上であること
 - ② 技術者の変更に際し、引継に必要な期間については新旧技術者の重複配置を求め、継続的な業務が遂行できるようにすること

引継に必要な期間は、原則として7日間程度とし、1年を超える工期の工事については、14日程度を目安とする

③ 原則として同一履行年度内に技術者の再変更は認めないこと

5 営業所における専任の技術者

建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定により建設業の許可基準のひとつとして、 営業所ごとに建設工事の施工に関する一定の資格又は経験を有する技術者で専任のものを置 くことが求められています。

- (1) 営業所とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいいます。
- (2) 営業所における専任の技術者(以下「営業所専任技術者」という。)の役割とは、建設工事に関する請負契約の締結にあたり、技術的なサポート(工法の検討、受注者への技術的な説明、見積等)を行うことで、営業所に常勤(テレワークなど営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、通常職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境化においてその職務に従事することを含む。)して専らその職務に従事することが必要です。そのため、工事現場ごとに専任を要する監理技術者等又は工事現場へ常駐が求められている現場代理人にはなれません。
- (3) 営業所専任技術者は、営業所内で担当する工種だけではなく、他の工種についても専任を要する監理技術者等にはなれません。
- (4) 営業所専任技術者は、次の条件を全て満足する場合に限り、例外的に工事現場ごとに専任を要しない工事の主任技術者を兼ねることができます。

以下の条件が満足される場合においては、当該営業所専任技術者が、当該工事の現場における専任を要しない主任技術者となった場合においても、「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとみなされることから兼任が認められますが、建設工事の適正な施工を確保するためには、可能な限り、工事現場ごとに専任とすることが望まれます。

- ① 当該営業所で契約締結した建設工事であること
- ② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること

市発注工事においては、大仙市に工事現場がある場合について、②の条件を満たす ものとします

- ③ 当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること
- ④ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

6 受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係

建設業法第26条第3項及び同条第4項の規定により、公共工事の現場に配置する監理技術者等については、当該建設工事を施工する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要です。

(1) 直接的な雇用関係の考え方

「直接的な雇用関係」とは、監理技術者等とその所属建設業者との間に第3者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在することをいう。

したがって在籍出向者、派遣社員については「直接的な雇用関係」にあるとは認められません。

(2) 恒常的な雇用関係の考え方

「恒常的な雇用関係」とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間 以上職務に従事することが担保されていることに加え、監理技術者等と所属建設業者が双 方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任をもって技術者を工事現場に配置できるととと もに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管 理等の業務を行うことが必要です。

大仙市が発注する公共工事における監理技術者等については、所属建設業者から入札参加資格確認申請のあった日(指名競争にあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日)以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。

ただし、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更の伴う所属建設業者の変更(契約書 又は登記簿の謄本等により確認)があった場合には、変更前の建設業者と3ヶ月以上の雇 用関係にあるものについては、変更後に所属する建設業者との間にも「恒常的な雇用関係」 にあったものとみなします。 なお、震災等の自然災害の発生又はその恐れにより、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生又は拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではありません。

また、雇用期間が限定されている継続雇用制度(再雇用制度、勤務延長制度)の適用を 受けている者については、その雇用期間にかかわらず、「恒常的な雇用関係」にあるもの とみなします。

(3) 雇用関係の確認方法

「直接的な雇用関係」は、資格者証、健康保険被保険者証または市町村が作成する住民 税特別徴収税額通知書等で確認します。

また、「恒常的な雇用関係」については、資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は 健康保険被保険者証等により確認します。

(4) 持株会社化等による直接的かつ「恒常的な雇用関係」の取扱い

上記にかかわらず、在籍出向者に係る直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについては、建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて(平成13年5月30日国総建第155号)、持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて(改正)(平成28年12月19日国土建第357号)、親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)(平成28年5月31日国土建第119号)及び官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(試行)(平成28年3月24日国土建第483号)によることとします。

7 工事現場ごとに専任すべき技術者

建設業法第26条第3項の規定により、公共性のある工作物に関する請負金額が4,000万円 (建築一式工事の場合は8,000万円)以上の建設工事については、元請、下請の区別なく工 事現場ごとに専任の監理技術者等の配置が必要です。

特例監理技術者を配置する場合は、専任の監理技術者補佐を当該工事現場に配置することが必要です。

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼任せずに、常時継続的に当該工事現場に係る職務 にのみ従事することを意味することから、他の工事現場との兼任はできません。

(1) 監理技術者等の専任期間

監理技術者等を工事現場に専任で配置すべき期間は、契約工期を基本とします。 ただし、次に掲げる期間については、工事現場への専任を要しないこととします。

① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資器材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間)

- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事全般であって、工場製作のみが行われている期間(工場製作過程において監理技術者等がこれを管理する必要があるが、 工事現場への専任は不要)
- ④ 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、 事務手続、後片付け等のみが残っている期間

ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録簿等の書面により明確となっていることが必要です。

また、工場製作の過程を含む工場製作の過程において、工場製作のみが行われている場合を含め、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がそれらの製作を一括して管理することができます。

- (2) 下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間とします。
- (3) 専任の主任技術者の兼務(建設業法施行令第27条第2項) 密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所におい て施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。 ただし、この規定は専任の監理技術者については適用されません。

詳細は「大仙市が発注する建設工事における技術者等の兼務要綱」を参照してください。

- (4) 同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請 負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工 作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が 掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての発注者か ら同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を 一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができます。 なお、これら複数工事に係る下請契約の請負代金の合計額が4,500万円(建築一式工事 の場合は7,000万円)以上となるときは、特定建設業の許可が必要であり、工事現場には 監理技術者又は特例監理技術者の配置が必要となります。また、これら複数工事に係る請 負代金の合計額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上となる場合、監理技 術者又は監理技術者補佐はこれらの工事現場に専任で配置する必要があります。
- (5) 現場代理人と監理技術者等の兼任

同一工事において、現場代理人が監理技術者等及び専門技術者としての資格を有する場合には、その兼務が認められています。

8 配置予定技術者の条件

大仙市が発注する建設工事の条件付き一般競争入札では、競争入札参加資格確認申請(以下「入札参加申請」という。)時に配置予定技術者の調書の提出を求めていますが、配置予定技術者の調書に記載する技術者については、以下の条件を満足しなければなりません。

- (1) 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上の工事については、契約期間中、本工事現場に専任で配置できる技術者であること。
- (2) 入札参加申請時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者について提出することができるが、その場合は、すべての候補者について条件を満たすこと。
- (3) 現在、他工事に配置している技術者等を配置予定技術者とする場合は、申請様式に従事している工事名等必要な事項を記載するとともに工事契約時にあって配置可能な技術者とすること。
- (4) 入札参加申請時に、配置予定技術者の資格及び雇用関係を証明する各種資料が提出できること。
- (5) 入札参加申請時に提出された配置予定技術者については、原則として変更することはできません。また、期日までに確認資料を提出しない場合や工事契約時に配置予定技術者を配置できなかった場合は、落札決定を取り消し、大仙市の指名停止措置等の処分を行うことがありますのでご注意ください。

9 技術者の資格の確認

監理技術者等としての適否は、資格者証及び雇用関係の確認資料を次の提出書類と同時に 提出を求め確認します。

- (1) 条件付き一般競争入札:競争入札参加資格確認申請書
- (2) 指名競争入札、随意契約:現場代理人・主任(監理)技術者選任届

10 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の携帯

公共工事における専任の監理技術者(特例監理技術者を含む。)は、監理技術者資格者証 (以下「資格者証」という。)の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講した 日の属する年の翌年から起算して5年以内(選任されている期間中のいずれの日においても 講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過することがないこと)に受講し た者から選任されなければなりません。

また、当該建設工事に係る職務に従事しているときは、常時資格者証を携帯している必要があり、発注者等から請求があったときは資格証を提示しなければなりません。

(平成23年4月1日施行)

(平成24年4月1日施行)

(平成28年4月1日施行)

(令和5年5月1日施行)※